

特定非営利活動法人ブックスタート 定 款

第1章 総 則

(名 称)

- 第1条 この法人は、特定非営利活動法人ブックスタートと称する。
2 この法人の英文名は、Bookstart Japan とする。

(事務所)

- 第2条 この法人は、事務所を東京都新宿区新小川町5番19角田ビル3階に置く。

(目 的)

- 第3条 この法人はブックスタート「すべての乳幼児とその保護者を対象に、本を介して暖かく楽しいひとときをつくる運動」を推進する。ブックスタートを通して、子どもが心豊かに生育し、他者との確かな信頼関係を築くことを助け、社会全体に「心の通いあう人間関係」が広がってゆくことを目指す。併せて海外におけるブックスタートの発展にも寄与する。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条第1項で定める活動のうち、次の種類の特定非営利活動を行う。
(1) 子どもの健全育成を図る活動
(2) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
(3) 国際協力の活動
(4) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

- 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、特定非営利活動に係わる事業として、次の事業を行う。
(1) 実施自治体へのネットワーク作りや情報提供等の事業
(2) 実施自治体向けワークショップ、全国大会、講演会、研修会等の研修事業
(3) ブックスタート・バック及び実施ツールの製作と提供
(4) 広報活動
(5) 研究、学術調査及び報告
(6) その他事業目的達成のための諸活動
2 この法人は、次のその他の事業を行う。
(1) 前項に関する資料・書籍・雑誌の編集、発行及び販売
(2) 前項の広報活動のための物品（キャラクターグッズ）の製作及び販売
3 この法人は、前項に掲げる事業を、第1項に掲げる事業に支障がない限り行い、その収益は、第1項に掲げる事業に充てる。

第2章 会 員

(会員の種類)

- 第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって法上の社員とする。
(1) 正会員 この法人の目的に賛同し、活動及び事業推進に協力する意思を持って入会した個人又は法人で、総会に出席することができる。代表と議決権を有する者。
(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、入会した個人又は法人で、総会における議決権を有しない者。

(入 会)

- 第7条 正会員及び賛助会員の入会について、特に条件は定めない。
2 この法人の目的に賛同し、正会員又は賛助会員として入会しようとする者は別に定める入会申込書により、理事会議長に申し込むものとする。代表と理事会議長は、入会申込の承認の可否を協議して速やかに決する。協議が調わないときは、否と決する。
3 代表と理事会議長は、前項の申し込みがあったとき、これを拒否する正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
4 代表と理事会議長は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
5 理事又は監事に就任する者は、何らの意思表示を要せずに、その就任時に正会員となり、退任時に正会員としての資格を喪失する。ただし、本人が理事又は監事の退任後に継続して正会員又は賛助会員となることを希望する場合には、第2項の規定により、その旨の申込をすることができる。

(会 費)

- 第8条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 正会員及び賛助会員が次の各号の一に該当したときは、会員とし

ての資格を当然に喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく継続して1年以上、会費を滞納し、勧告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

- 第10条 正会員及び賛助会員は、別に定める退会届を理事会議長に提出し、任意に退会することができる。

(除 名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当する場合は、総会の議決により当該会員を除名することができる。
(1) この定款に違反したとき。
(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
(3) この法人の事業以外にこの法人の名称を使用したとき。
2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、当該会員に対し弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

- 第12条 会員が納入した会費その他の拠出金品は、理由の如何を問わず返還しない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

- 第13条 この法人に、次の役員を置く。
(1) 理事 7名以上20名以内
(2) 監事 1名以上3名以内
2 理事のうちから、代表及び理事会議長を各1名置く。
3 理事のうちから、会長を1名置くことができる。

(選任等)

- 第14条 理事及び監事は、総会において選任する。
2 代表及び理事会議長は、理事の互選とする。
3 会長を置く場合、会長は理事会において選任する。
4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1名を超えて含まれ又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることとなってはならない。
5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員にすることができない。
6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
7 代表又は理事会議長は他方の職を兼ねることができない。

(職 務)

- 第15条 代表は、この法人を代表し、理事会又は総会の議決に基づいて法人の業務を執行する。代表は、業務の執行に際し重要な事項については、理事会議長に諮問する。
2 理事会議長は、代表の諮問に応じ、代表に対し助言を行う。
3 会長はこの法人及びその活動の象徴としての行為を行う。
4 代表に事故があるとき又は代表が欠けたときは、理事会議長があらかじめ指名した理事がその職務を代行する。代表を代行する理事は、理事会議長を代行する理事を兼ねることができない。
5 理事会議長に事故があるとき又は理事会議長が欠けたときは、理事会議長があらかじめ指名した理事がその職務を代行する。
6 理事は、理事会を構成し、理事会において法人の業務執行に必要な審議及び議決を行う。
7 監事は、次に掲げる職務を行う。
(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
(2) この法人の財産の状況を監査すること。
(3) 前2号の規定による監査の結果、法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実を発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
(4) 前号の報告をするために必要がある場合は、総会を招集すること。
(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
2 補欠のため又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
3 役員は、その辞任又は任期満了により理事の定数が欠けたこととなったときは、後任者の就任時までその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事について、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するときには、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会議長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散又は合併
- (3) 事業計画及び予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任、解任、職務及び報酬
- (6) その他理事会が必要と認める重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第7項第4号の規定に基づき招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事会議長が招集する。

2 理事会議長は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

4 正会員に対する総会の招集通知は、これが書面によって為されたときは、正会員がこの法人に届け出た住所地に宛てて発送し、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、出席した理事の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の4分の1以上の出席がなければ開会できない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要し、出席した正会員の過半数の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 総会における議決事項について正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項を可決する総会の議決があったものとみなす。

4 前項の規定により、総会の審議事項の全ての提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなされる場合には、そのときに総会が結了したものとみなす。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等とし、会費口数にかかわらず1会員1票とする。

2 正会員は、やむを得ない事由により総会に出席できないときは、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任するこ

とができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者総数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人名2名以上が、記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面または電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の議決があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の議決があったとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の議決があったものとみなされた日及び正会員総数
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会議長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から、理事会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求が理事会議長に対してあったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事会議長が招集する。

2 理事会議長は、前条第2号の請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会における議長は、理事会議長又は理事会議長の指名する理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会の議事は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要し、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等とする。

2 理事は、やむを得ない事由のため理事会に出席できないときは、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議決については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人名2名以上が記名押印又は署名をしなければならぬ。

第5章 資産

(構成)

- 第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
 - (2) 会費
 - (3) 寄付金品
 - (4) 財産から生じる収益
 - (5) 事業に伴う収益
 - (6) その他の収益

(区分)

- 第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(管理)

- 第40条 代表は、理事会の定める方法により、この法人の資産を管理する。代表は、緊急を要する場合その他やむを得ない事由があるときは、理事会議長に諮問し、助言を求めた上で判断する方法により資産を管理し、事後、速やかに理事会の承認を得るものとする。

第6章 会計

(会計の原則)

- 第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

- 第42条 この法人の会計は、次のとおり区分する。
- (1) 特定非営利活動に係る事業会計
 - (2) その他の事業会計

(事業年度)

- 第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

- 第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに代表が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

- 第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、代表は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費)

- 第46条 この法人は、予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
- 2 この法人が予備費を使用するときは、理事会議長の承認を得なければならない。

(予算の追加及び更正)

- 第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、この法人は、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

- 第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表が作成し、監事の監査及び理事会の議決を受けた上で、当該事業年度終了後の通常総会の議決を経なければならない。
- 2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

- 第49条 この法人が予算をもって定めるもののほか、金銭の借入その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

- 第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項に係る定款の変更を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

- 第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
- (1) 総会の議決
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

- 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属先)

- 第52条 この法人の解散時（合併又は破産手続開始の決定の場合を除く。）に残存する財産は、この法人と同種の目的を有する他の特定非営利活動法人、社団法人又は財団法人に寄付するものとする。その帰属先は、総会において出席した正会員の過半数の議決により、決する。

(合併)

- 第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の過半数の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

- 第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

- 第55条 この法人に、業務の執行のため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

- 第56条 事務局長は、理事会の議決を経て代表が委嘱し、職員は代表が任免する。

(組織及び運営)

- 第57条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て代表が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

- 第58条 この定款の細則は、理事会の議決を経て、代表がこれを定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとし、役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人成立の日から2003年6月30日までとする。
3. この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2002年3月31日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
5. この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員
個人会員 年会費 101万円 10以上
団体会員 年会費 103万円 10以上
 - (2) 賛助会員
個人会員 年会費 103千円 10以上
団体会員 年会費 105万円 10以上

別 表 設立当初の役員

役職名	氏名
理事長	松居直
理事	秋田喜代美
同	相賀昌宏
同	大日向雅美
同	黒井健
同	小峰紀雄
同	榊原洋一
同	佐々木邦明
同	佐々木宏子
同	佐藤いづみ
同	皿田美和子
同	白井哲
同	菅徹夫
同	竹内 愼
同	中島 興世
同	野間 佐和子
監事	佐藤 凉子
同	三浦 修

- 附 則 この定款の一部変更は、2003年12月24日より施行する。

- 附 則 この定款の一部変更は、2004年2月10日より施行する。

- 附 則 この定款の一部変更は、2007年12月4日より施行する。

- 附 則 この定款の一部変更は、2014年10月27日より施行する。